

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正

一 題名 (題名関係)

この法律の題名を「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改めること。

二 目的 (第一条関係)

この法律の目的について、「重要影響事態」を「周辺事態」に改め、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態をいうものとする等の改正を行うこと。

三 定義等 (第三条並びに別表第一及び別表第二関係)

- 1 「後方支援活動」及び「搜索救助活動」に代わる「後方地域支援」及び「後方地域搜索救助活動」をそれぞれ(1)及び(2)のとおり定義するとともに、「後方地域」について(3)のとおり定義する等の改正を行うこと。

- (1) 後方地域支援 周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、後方地域において我が国が実施するものをいうこと。
 - (2) 後方地域搜索救助活動 周辺事態において行われた戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、後方地域において我が国が実施するものをいうこと。
 - (3) 後方地域 我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空の範囲をいうこと。
- 2 後方地域支援について、宿泊、保管、施設の利用及び訓練業務を行わないものとともに、(1)から(5)までの制約を設けるものとする。
- (1) 輸送には、我が国として輸送することが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含

む。)の輸送、これに係る輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供を含まないものとする。

(2) 修理及び整備には、我が国として修理及び整備をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の修理及び整備、これに係る修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供を含まないものとする。

(3) 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。

(4) 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

(5) 物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送（傷病者の輸送中に行われる医療を含む。）を除き、我が国領域において行われるものとする。

3 後方地域搜索救助活動の実施に伴い、合衆国軍隊の部隊に対して行う後方地域支援について、2の(1)から(4)までの制約を設けるものとする。

四 国会の承認

(第五条関係)

- 1 内閣総理大臣は、基本計画の決定があったときは、当該基本計画に定める自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動の実施前に、当該基本計画（これらの対応措置に係る部分に限る。以下二において同じ。）につき国会の承認を得なければならないものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないでこれらの対応措置を実施することができること。
- 2 内閣総理大臣は、一による国会の承認を得た日から六月を経過する日を超えて引き続き当該承認に係る基本計画（基本計画の変更があったときは、その変更後のもの）に定める対応措置を実施しようとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該基本計画につき、その時まで実施したこれらの対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならないものとする。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならないこと。
- 3 政府は、2の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならないものとする。

五 安全の確保等

1 防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、対応措置の職務に従事する者の安全の確保に配慮しなければならないものとする事。

(第七条の二関係)

2 関係行政機関の長は、国以外の者に協力を求め又は協力を依頼するに当たっては、その協力の種類及び内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならないものとする事。

(第九条関係)

六 武器の使用

(第十一条関係)

後方地域支援としての自衛隊の役務の提供又は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について武器の使用が認められる場合を、その職務を行う際に限定すること。

第二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正

一 題名

(題名関係)

この法律の題名を「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に改めること。

二 目的

(第一条関係)

この法律の目的について、「重要影響事態」及び「国際平和共同対処事態」を周辺事態安全確保法第一条に規定する「周辺事態」に改める等の改正を行うこと。

三 定義及び船舶検査活動の実施 (第二条及び第三条関係)

「船舶検査活動」について、重要影響事態又は国際平和共同対処事態に際してではなく、周辺事態安全確保法第一条に規定する周辺事態に際し、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において我が国が実施するものとする。

四 武器の使用 (第六条関係)

船舶検査活動又はその実施に伴う後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について武器の使用が認められる場合を、その職務を行う際に限定すること。

第三 施行期日等

一 施行期日 (附則第一項関係)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 経過措置等 (附則第二項関係)

この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定めること。

第四 その他所要の規定の整備を行うこと。